

# 保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ 【平成27年12月4日】

資料2

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

## ① 朝夕の保育士配置の要件弾力化

- 保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に弾力化し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者等(※1)を配置することを許容している(地方分権の提案を受けて実施)。

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		16:00	



【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		16:00	
無資格E			
無資格F			

※1 保育士資格を有しない一定の者等については、①保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、②子育て支援員研修を修了した者、③家庭的保育者 等

- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、引き続き実施する。

## ② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内(※2)で保育士に代えて活用できることとする。

※2 幼稚園教諭等と他の保育士以外の資格取得者合計数が、省令上必要な保育士数の3分の1を超えない範囲内に限る

## ③ 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者等(※3)を活用可能とする(公定価格上は、研修代替要員等(※4)の要件を弾力化)。

※3 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※4 研修代替要員や年休代替要員、休憩保育士 等